

後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。
 保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますので、ご確認ください。

保険料の納め方

▶特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
 ※事前申請で、特別徴収から口座振替に変更可

▶普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月～翌年2月・毎月)
 ※事前申し込みで、納付書払いから口座振替に変更可

保険料の算定方法(年額)



※1 合計所得金額が2,400万円以下の人は43万円

医療分	子ども分	世帯主および世帯 ^{※2} の被保険者全員の軽減判定所得 ^{※3} の合計額
7.2割軽減	7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下
5割軽減	5割軽減	43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下
2割軽減	2割軽減	43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下

※2 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)の世帯状況により行ないます
 ※3 均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。年金所得は、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します
 ※4 給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請ができます

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275・熊本西年金事務所 ☎096-353-0142

国民年金には、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合に、申請をすることで納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料免除制度(全額・一部)

保険料の納付が困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると、保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

②納付猶予制度

本人が20歳～49歳のときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。審査対象者は、本人と配偶者です。

③学生納付特例制度

本人が学生のときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。審査対象者は、本人のみです。

①～③とも、審査対象者の前年所得が一定額以下の場合に受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者は、所得に関係なく該当する場合があります。申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

▶未納のまま放置すると

将来の老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れない場合があります。必ず、保険料を納めるか、納付が困難な場合は免除の申請をしましょう。

▶必要なもの

基礎年金番号がわかる書類、またはマイナンバーカード

▶離職している場合

離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▶学生の場合

学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

▶オンライン申請

マイナポータルから申請ができます。



▲マイナポータル

資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275

7月中旬に送付します

現在お持ちの資格確認書または資格情報のお知らせの有効期限は7月31日です。

新しい資格確認書、資格情報のお知らせを7月中旬に送付します。(国民健康保険の資格情報のお知らせの様式が変わったため、今回に限り70歳未満のマイナ保険証をお持ちの人にも資格情報のお知らせを送付します)

資格確認書、資格情報のお知らせが届いたら記載されている内容を必ず確認してください。

送り方、届くものに変更があります

▶送り方

資格確認書の送り方が簡易書留郵便(対面で手渡し)から特定記録郵便(ポストへ投函)に変わります。

▶届くもの

後期高齢者医療保険に加入の人は、年齢によって届くものが変わります。

資格情報のお知らせを交付する人で、資格確認書が必要な人は手続きが必要です。早めに健康ほけん課までお問い合わせください。

国民健康保険に加入の人			
	70歳未満 マイナ保険証あり	70歳以上75歳未満 マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
届くもの	資格情報のお知らせ (A4サイズ・紙)		資格確認書 (カード型・ピンク色)
送り方	普通郵便・世帯主宛てに送付		特定記録・世帯主宛てに送付
有効期限	有効期限の記載なし	有効期限の記載あり 令和9年7月31日まで	
限度額適用認定証などの更新	申請は不要 (負担区分が住民税非課税世帯または低所得IIの人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える人は8月1日以降入院日数の届け出が必要)		申請が必要 更新の手続きは8月1日以降に受け付けます。ご注意ください。

後期高齢者医療保険に加入の人			
	75歳以上85歳未満 マイナ保険証を直近1年間で6回以上、かつ概ね直近3カ月以内に1回以上利用がある人	75歳以上85歳未満 左以外の人	85歳以上
届くもの	資格情報のお知らせ (A4サイズ・紙)	資格確認書 (カード型・薄青色)	
送り方	普通郵便で送付	特定記録で送付	
限度区分の併記について	申請は不要	・令和7年度中に資格確認書に負担区分を併記している人は、申請は不要 ・新たに交付を希望する人は申請が必要	